

申請の要件	1 高圧ガスの製造の許可
申請に関する説明	圧縮、液化その他の方法により1日に処理することのできるガスの容積が100m ³ （当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合は、当該政令で定めるガスの種類ごとに100m ³ を超える政令で定める値）以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充填することを含む。）をしようとする者又は1日の冷凍能力が20トン（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニアを冷媒ガスとする場合は50トン）以上の設備を使用して冷凍（冷凍設備を使用する暖房を含む。）のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をしようとする者は、事業所ごとに市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第5条第1項
関係条項	第5条第3項、第7条及び第8条
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第3条及び第4条 ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第99条、第101条及び第102条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで及び第97条 ・コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通商産業省令第88号）第4条から第7条の3まで、第9条から第11条まで及び第54条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第5条から第9条まで及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第5号） ・冷凍保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第6号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準（平成30年4月1日）
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針（平成30年4月1日）【最近改正 平成30年12月4日】 ・神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）【最近改正 令和元年9月1日】 ・既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針（平成19年3月30日）
標準処理期間	15日
申請部数	2部（完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受ける場合は3部）
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額